

○加須市産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付要綱

平成28年6月1日

告示第194号

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ニ（1）に規定する産婦人科（分娩を扱うものに限る。）又は救急科（以下「産婦人科等」という。）を扱う医療機関の市内開設を促進することにより、本市における医療体制の充実を図るため、本市に産婦人科等を開設する者に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成22年加須市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療法施行令第3条の3の規定により、埼玉県知事に届け出て、市内に産婦人科等を開設する者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、産婦人科等の開設（以下「補助対象事業」という。）に関する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 他の補助金等の対象となっている費用
- (2) その他経費として適当と認められない費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において、市長が定める額とする。ただし、補助上限額は、1,000万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 産婦人科・救急科開設支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 産婦人科・救急科開設支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助対象事業の目的及び内容を調査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものであると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付請求書（様式第5号）に決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

（実績報告書）

第9条 対象者は、補助対象事業が完了したときは、産婦人科・救急科開設支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提

出しなければならない。

- (1) 産婦人科・救急科開設支援事業収支決算書（様式第7号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書等の提出期限は、補助対象事業の完了後30日とする。

（書類の整備）

第10条 対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項の証拠書類は、補助対象事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、対象者に対し、産婦人科・救急科開設支援事業補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助区分	補助対象経費
土地建物取得費	建設用地・建物取得費
本体工事費	建築主体工事費、電気給排水設備工事費及び機械設備工事費並びに駐車場整備工事、共通仮設工事費、設計・監督料等
医療機器・備品購入費	産婦人科等関係備品の購入に要する経費

様式第1号（第5条関係）

産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付申請書

年 月 日

加須市長 様

所在地

医療機関名

代表者氏名

印

年度加須市産婦人科・救急科開設支援事業補助金の交付を受けたいので、加須市産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第5条関係）

産婦人科・救急科開設支援事業計画書

1 医療機関の概要

医療機関名	
開設場所	加須市
診療科目	
病床数	
事業期間	年 月 日 から 年 月 日まで
開設年月日	年 月 日

2 土地建物取得に係る事業計画

土地取得	土地面積	m ²
	土地取得費	円
建物取得 (新築を含む)	建物面積	(建築) m ²
		(延べ) m ²
	建物取得費	円
	建物構造	

3 本体工事に係る事業計画

工事等名称	金額
	円
	円
	円

4 医療機器・備品購入に係る事業計画

医療機器・備品名称	数量	金額
		円
		円
		円

注1 建物の規模及び構造について配置図、各階平面図、各室面積表を添付すること。

注2 本体工事について既に契約済みの場合は工事請負契約書の写し及び工程表を添付すること。

注3 医療機器・備品について設備品目一覧表を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

産婦人科・救急科開設支援事業収支予算書

1 収 入

区 分	金 額	説 明
	円	
市 補 助 金		
合 計		

2 支 出

区 分	金 額	説 明
	円	
合 計		

様式第4号（第7条関係）

産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

所在地

医療機関名

代表者氏名

様

加須市長



年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定しましたので、加須市産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

交付金額	円
交付条件	

様式第5号（第8条関係）

産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付請求書

年 月 日

加須市長 様

請求者

所在地

医療機関名

代表者氏名

⑩

加須市産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり請求します。

請求金額 金 円

金融機関名

口座番号 普通・当座 No.

口座名義

様式第6号（第9条関係）

産婦人科・救急科開設支援事業補助金実績報告書

年 月 日

加須市長 様

所在地

医療機関名

代表者氏名

⑩

加須市産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告します。

1 事業名

2 事業費 円

3 補助金額 円

様式第7号（第9条関係）

産婦人科・救急科開設支援事業収支決算書

1 収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	増減 (△)	説 明
	円	円	円	
市補助金				
合 計				

2 支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	増減 (△)	説 明
	円	円	円	
合 計				

3 収入支出差引残額

円

(残金があるときは、その処分方法)

様式第8号（第12条関係）

産婦人科・救急科開設支援事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

所在地

医療機関名

代表者氏名

様

加須市長



加須市産婦人科・救急科開設支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、
次のとおり返還を命じます。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

補助年度	年度
事業の名称	
補助金の交付決定通知額	円
補助金の既交付額	円